

議第 87 号

下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例
について

下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

下水道事業受益者負担金の賦課徴収について、下水道整備事業が概ね完了したことに
伴い、合併前の旧町から継続されてきた取り扱いの一部を市内統一して運用するため、
当該条例の一部を改正するもの。

下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例

下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例（平成16年下呂市条例第139号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第7条 管理者は、<u>事業を</u>施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする場合は、<u>その</u>区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p>	<p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第7条 管理者は、<u>毎年度の</u>当初に、<u>当該年度内に</u><u>事業を</u>施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p>
<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第8条 管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第6条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p>	<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第8条 管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第6条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p><u>2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においてはすることができない。</u></p>
<p><u>2・3</u> (略)</p>	<p><u>3・4</u> (略)</p>
<p><u>(前納報奨金)</u></p> <p>第9条 <u>前条第4項の規定により受益者が負担金を一括納付をしたときは、管理者が定めるところにより前納報奨金を交付する。</u></p>	<p><u>(前納報奨金)</u></p> <p>第10条～第16条 (略)</p>
<p>別表（第10条関係）</p>	<p>別表（第11条関係）</p>

改 正 後	改 正 前
表 (略)	表 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下水道事業受益者負担金の賦課徴収について、下水道整備事業が概ね完了したことに伴い、合併前の旧町から継続されてきた取り扱いの一部を市内統一して運用するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 賦課対象区域の公告について、条文の記載を改めます。

(第7条、第8条関係)

(2) 前納報奨金の交付を廃止し、それに伴う条番号の改正をします。

(第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条関係)

(3) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附則関係)